

全員協議会会議録

○	出席者	1
1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	2
(1)	提出議員案について	2
①	矢板市位階議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	2
(2)	提出議案について	3
①	議案第4号 矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定について	3
②	議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3
③	議案第12号から議案第26号まで	3
	農業委員会委員の任命同意について	3
(3)	協議事項について	4
①	会期、議事日程及び議案の取扱いについて	4
(4)	報告事項について	5
①	報告第1号 市長の専決処分事項報告について	5
	専決第8号 工事請負契約の変更について	5
②	報告第2号 令和元年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
③	報告事項3号 令和元年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	9
④	報告第4号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について	9
⑤	矢板市使用料改定計画（案）のパブリックコメント実施について	11
⑥	新型コロナウイルス感染症対策について	14
⑦	矢板市文化会館の整備について	21
4	その他	24
5	閉会	24

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総務部長兼総務課長 塚 原 延 欣
- ⑤ 健康増進課長 沼 野 晋 一
- ⑥ 市民生活部長兼くらし安全環境課長 小野寺 良 夫
- ⑦ 教育部長兼教育総務課長 小 瀧 新 平
- ⑧ 生涯学習課長 山 口 武
- ⑨ 上下水道事務所長兼水道課長 柳 田 和 久
- ⑩ 下水道課長 齋 藤 正 樹

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 森 山 敦
- ③ 副主幹 黒 崎 真 史

1 開 会

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。 (10:00)

本日の会議は説明など、その他発言については簡略化するなど時間短縮にご協力くださいますようお願いいたします。

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、ひとことご挨拶申し上げます。

本日、第362回矢板市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多用中にもかかわらず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今回市当局から提出いたします案件は、報告事項4件、市長の専決処分事項承認1件、補正予算2件、条例の制定1件、条例の一部改正6件、人事案件16件の計30件であります。

これらの内、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員である和氣ちか氏が、令和2年9月をもって任期満了となりますが、後任の委員に同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

農業委員会委員の任命同意については、本市農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に揚石明氏他14名を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

これら人事案件につきましては、慣例によりまして、即決をもって議決く

ださるようお願い申し上げます。

各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議員案について

① 矢板市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

○議会運営委員長（宮本妙子） 去る5月28日午前10時より第2委員会室において議会運営委員会を開催し、議員案1件を提出することに決定いたしました。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、矢板市議会議員の議員報酬の削減を行うことで、その財源を教育環境の充実に充てるため、矢板市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を提出いたします。

提出にあたりましては、私が提出者になりまして、議会運営委員の5名が賛成者として提出いたします。日程としましては本日の最後に提出しまして、委員会付託を省略し即決でお願いしたいと思います。何卒議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

なお、議員案の朗読については、省略させていただきます。

○議長 説明は終わりました。何かご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。次に進みます。

(2) 提出議案について

-
- ① 議案第 4 号 矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定について
 - ② 議案第 11 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - ③ 議案第 12 号から議案第 26 号まで
農業委員会委員の任命同意について
-

○議長 一括説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） おはようございます。① 議案第 4 号 矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、ただ今議運長からありました議員案と同じように、市長、副市長、教育長の給料等を、新型コロナウイルス感染症の拡大による本市の深刻な状況を踏まえるということで、令和 2 年 7 月から令和 3 年 3 月までの間、減額を行うためということで、矢板市長等の給料の特例に関する条例を、新たに制定するものでございます。

議案書は 4、5 ページになりますが、朗読は省略をさせていただきたいと思えます。

続きまして② 議案第 11 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明をいたします。議案書は 30 ページになります。こちらも議案書の朗読は省略させていただきます。

お手元の履歴書をご覧ください。この人権擁護委員と、この後の農業委員会委員の履歴書につきましては、説明ののち回収させていただきますのでよろしく願いいたします。

（履歴書を朗読）

続きまして③ 議案第 12 号から第 26 号まで、農業委員会委員の任命同意につきましてでございます。まず農業委員会委員につきましては、3 年前の前回から議会の同意を要件とする市長の任命制となっております。

先ほどの市長の挨拶にもありましたが、現任の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となります。後任の委員にということで、履歴書の方でご説明させていただきますが、最も適当と認め、その任命につきまして法の定めるところにより、議会の同意を求めるものでございます。

では履歴書をご覧ください。任期は3年ということでございます。履歴書の1番左から、議案第12号から第26号まで15名の方を一覧にしてございます。お名前、住所、性別、職業、生年月日、各種委員など、営農類型ということでまとめさせていただきました。15名のうち男性が13名、女性が2名、地区別では矢板地区6名、泉地区5名、片岡地区4名という内訳になってございます。現職の方が7名いらっしゃいます。

提出議案については、説明は以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。次に進みます。

(3) 協議事項について

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 説明を求めます。

○議会運営委員長 ご協議申し上げます。

第362回矢板市議会定例会の議会運営については、去る5月28日、午前10時から、第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。提出議案の件数、一般質問通告者数、陳情の受理件数及びそれらの取扱い等について慎重に協議した結果、この定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間と決定いたしました。議事日程につきましては、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第10号まで、並びに陳情の審査については、それぞれの所管常任委員会に付託する予定であります。

議案第4号 矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定については、給料の削減のための特例を定める条例でありますので、慣例により委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思っております。

また、議案第11号から議案第26号までの16件は人事案件でありますので、提案理由説明後、質疑・討論を省略し、即決でお願いしたいと思っております。

何とぞ、議員各位のご協賛をたまわりますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。次に進みます。

(4) 報告事項について

-
- ① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について
専決第8号 工事請負契約の変更について
-

○議長 説明を求めます。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫） 市長の専決処分事項報告について、専決第8号 工事請負契約の変更についてでございます。それでは報告事項説明書の1ページをご覧ください。朗読させていただきます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、第358回矢板市議会定例会において、議案第22号として議決を経た工事請負契約（矢板市デジタル防災行政無線（移動系）新設工事）について、地質調査の結果、基礎杭の打設を追加したことに伴い、契約内容に変更が生じたため、令和2年3月19日

に変更契約を締結しましたので、法の定めるところにより、報告するもの
あります。

それでは、報告事項の1ページをお願いします。

(報告事項を朗読)

続きまして2ページをご覧いただきたいと思います。専決第8号についま
しては記載の通りでございますので、朗読を省略させていただきます。それ
では説明してまいります。

まず、工事請負契約の変更契約でございますが、工事名は「矢板市デジタ
ル防災行政無線（移動系）新設工事」でございまして、令和元年9月19日に
議決をいただきまして、同日付で工事請負を締結したものでございます。こ
の工事の内容につきましては防災行政無線を、アナログ方式からデジタル方
式へ移行するというものでございまして、主な工事内容といたしましては、
統制局、遠隔制御局、基地局、移動局、半固定局をそれぞれ新設するという
ものでございます。

このうちの基地局、場所は県道塩原矢板線の途中から、県民の森に抜ける
Y字路に基地局として電波塔を新設するものでございますが、地質調査を実
施した結果支持層までが深く、基礎工事が必要になったことから、追加増工
したというものでございます。その金額は、476万3,000円でございます。契
約額の2.5%になりまして、総額では1億9,286万3,000円となります。

この変更契約を令和2年3月19日に締結したものでございます。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。次に進みます。

② 報告第2号 令和元年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 報告第2号 令和元年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。この報告第2号につきましては、令和元年度において繰越明許費の取扱いをしました事業について、法の定めるところにより、報告するものでございます。

報告書3ページですが、朗読は省略させていただきます。4ページに計算書がございます。ご覧いただきたいと思います。本来ですとこの計算書の上の段から、款、項、事業名、翌年度繰越額、繰越理由等ご説明させていただいておりますが、今回は事業名と繰越の理由のみご説明させていただきます。なお、8款の土木費以外につきましては、台風19号がらみで所要の標準工期、あるいは必要な資材、あるいは施工するための人手が確保できない、などの理由により繰越になったものでございます。

それではご説明いたします。まず6款 農漁業災害対策特別措置補助事業、こちらは台風19号による被災産地施設の復旧及び被災農業者の支援事業の経費であります。その下、畜産環境総合整備事業につきましては、畜産担い手育成総合整備事業の経費でありまして、この2事業の繰越理由は、資材の確保ができないということで、年度内の完了ができず繰り越しというものでございます。

その下の土地改良管理事業、こちらはため池のハザードマップの作製と、施設長寿命化計画の策定業務の経費であります。その下の農地耕作条件改善事業、こちらは立足の農道を整備する件でございまして、この2事業につきましては、設計コンサルタント業者の業務に携わる人手が確保できないということで、年度内完成ができず繰越となったものでございます。

8 款 スマート I C 整備事業につきましては、橋梁杭基礎工事におきまして、仮設の鋼矢板を打設しているのですが、その打設個所において玉石があり打ち込みが不可能となりました。打ち込み機械の機種の変更、また出水期の工事中止など不測の日数を要し、橋梁下部及び上部工の標準工期が確保できないということで、事業の年度内完成ができず繰り越しとなりました。また、併せて国の補正予算により、令和 2 年度に予定しておりました事業が前倒しで採択となりました、これも併せて繰り越しをしたものでございます。

9 款 防災活動推進事業、こちらは移動系の無線整備工事の経費でありまして、繰越の理由としましては、無線機器を製造している工場が台風 19 号により被災し、一時操業中止となったことを受けまして、年度内完成ができず繰り越しとなりました。

11 款 災害復旧費、こちらは施設復旧工事の経費でありまして、道路橋梁災害復旧事業は富田アンダーの立体交差の発電機などに係るもの。また河川災害復旧事業は準用河川新堀川他 7 か所の復旧に係るもの。都市施設災害復旧事業につきましては、矢板運動公園野球場の復災害旧に係るものということで、繰り越し理由はいずれも所定の標準工期が確保できず、年度内の完成ができないということで繰り越しをしたものでございます。

これらただ今ご説明させていただきました事業につきましては、今年度中にすべての事業が完了する見込みです。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。次に進みます。

③ 報告事項 3 号 令和元年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

○議長 説明を求めます。

○水道課長（柳田和久） 続きまして 5 ページ、報告第 3 号 令和元年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告になります。朗読は省略させていただきます。6 ページをご覧ください。計算書があります。主な所を読み上げさせていただきます。

2 つの事業が対象でありまして、事業名が配水管布設工事第 13 号並びに同工事第 16 号になります。翌年度の繰越額についてはそれぞれ記載の通りで 5,790 万 4,000 円ということであります。繰り越しの理由につきましては、説明の欄に記載されています通り、県が実施予定であった一般県道県民の森矢板線の改良工事が、台風 19 号の関係で工期が延長し今年度に繰り越しとなったため、当該道路に布設しております水道管の移設工事も実施できず、今年度に繰り越しとなったわけであります。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

（なし）

○議長 なしと認めます。次に進みます。

④ 報告第 4 号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出に
について

○議長 説明を求めます。

○農林課長（和田理男） それでは公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書についてでございます。朗読は省略させていただきます。この件につきましては、矢板市農業公社の経営状況に関する説明書として、法の定めに従い、その説明書を提出するものでございます。

お手元の資料1ページからになります。初めに令和元年度の事業報告でございますが、本農業公社は農地の生産性の向上を目的としまして、農業振興に係る地域活性化の事業を目的に、5つの事業を実施しております。

1ページから役員等に関する事項ですが、理事、評議員、職員等記載の通りでございます。2ページ中段事業の状況ですが、「(1)農地流動化に関する事業」、3ページ「(2)農業経営の安定化を図る事業」、「(3)地域特産物普及推進事業」、そして5ページになりますが、農業者との交流促進事業としまして各々記載の通りでございます。5ページから役員に関する事項です。まず理事会につきましても、書面決議を含む6回、評議員会は4回開催しております。

続きまして9ページの中段、基本財産及び特定資産の増減に関する事項です。どちらも当期の増減はありませんでした。11ページから令和元年度の収支でございます。(1)経常収益は、事業収益である事業受託収益や受取補助金等により、1,636万5,008円となりました。(2)経常費用は、事業費としての職員人件費の他施設運営の経常経費、法人運営に要する管理費などにより、1,717万120円となりました。12ページの最後は当期経常収益・費用により、一般及び指定正味財産を合計した正味財産期末残高は、計3,076万6,492円となりました。詳細につきましては添付の通りでございます。

続きまして、21ページ、本年度の事業計画です。引き続き基本方針としまして、農業の振興と地域の活性化を目的として、実施計画に記載の通り公益目的の事業を実施してまいります。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。次に進みます。

⑤ 矢板市使用料改定計画（案）のパブリックコメント実施について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 この使用料の対象となる行政サービスは、利用する特定の方が利益を受けるものであり、使用料はその受益の範囲内において行政サービスの対価を徴収するとなっております。

矢板市におきましては、平成 28 年度に策定しました「矢板市行財政改革推進計画」において、令和 2 年度までに使用料等の見直しを行うとされていることから、昨年度から庁内検討組織を立ち上げ検討してまいりました。

パブリックコメントは 6 月 8 日から 26 日までの 19 日間、市民の皆様のご意見を募集するものでございます。

では内容をご説明させていただきます。計画の目次をご覧ください。5 つの項立てとなっております。次に 1 ページの 1 です。こちらでは、4 つの事項を改定の基本的な考え方としております。2 が使用料改定案の概要ということで、5 つの判断基準を示しております。

2 ページになります。上段が受益者負担率の基準ということで、内容欄に記載されている通り区分し、受益者負担率を示しております。全面的に公費負担しなければならないものは当然受益者負担は 0 %、全面的に受益者が負担すべきものは 100% ととし、その範囲内で示しております。

(2) が原価算定の際に反映させる項目となります。今回の特徴といたしましては、平成 28 年度分の決算より、統一的な基準による財務書類作成が始まりました。その補助簿として固定資産台帳を整備したことにより、減価償却費の反映が可能となりましたので、反映させているところでございます。(3) は金額区分による上限改定率です。

3 ページになります。(4) が利用者区分別の配慮、(5) が改定料金の計算式で

す。3 改定案における影響額ということで、表の右下、約 270 万円弱の増額になると見込んでおります。この改定の時期ですが、令和 3 年 4 月 1 日施行を予定しております。

また具体的な施設の使用料は、「別表 1」に矢板市使用料改定表（案）に記載しており、水道事業等を含む 277 の施設を対象としております。後ほどご確認いただければと思います。

以上が計画案の説明ではありますが、資料は市ホームページの他、総務課、矢板・泉・片岡の各公民館でも閲覧ができるようにします。また、議員各位におかれましてもご意見等があれば、総務課にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお今後の予定ですが、パブリックコメント後いただいたご意見等を踏まえまして、関係条例の改正を 9 月の定例会に議案として提出しますのでよろしく願いいたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

○中村議員 確認したいのですが、原価という項目があり土地や建物を反映するとなっており、公営住宅や上下水道が例示されていますが、この原価の計算の際、土地や建物は取得価格または建築価格を含めて算出するというところでよろしいでしょうか。

また、公共下水道も負担率 100%のところに入っていますが、下水道は下水道法で布設区域では 3 年以内に接続しなければならないと定められています。にもかかわらず、それを 100%負担するという事に疑問を感じますが、その考え方についても教えていただきたいと思えます。

○総務課長 お答えさせていただきます。まず原価の算定の考え方ですが、主に建物につきましては、建物が古くなれば評価額は下がるということで、経

過年数を考慮して金額を算定しております。

下水道につきましては、おっしゃる通り法律で3年以内に接続しなければならないという規定がございますが、接続した方が流したものを処理して公共用水域に流すということで、当然維持管理の経費が掛かります。

○議長 暫時休憩します。 (10:36)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10:37)

○下水道課長（斎藤正樹） 先程の質問にお答えさせていただきます。3年以内に接続しなければならないというのは下水道法令でございます。ただ、実際には費用も伴いますので、中々繋いでいただけない方もいまして、私どももPRしたり順次各戸を周ったりしてお願いしているところです。

その負担についてですが、下水道が通った所については、通っていない所と比べ快適な生活ができ利便性が高まる。また、土地の価値も上がる。ということ为原则として、受益者に負担いただいているところです。その算出方法については細かいところになりますが、受益者負担につきましては1土地1回、今現在は1㎡あたり300円をいただいております。以上です。

○中村議員 公共下水道については、今説明があったように当然応分の負担をしなければならないというのは分かります。ただ私が言いたいのは、そのエリアにいた人は原則、事業が完了したら3年以内に接続しなければならないと、強制なのに100%の負担となることに対する考え方を示していただきたい。

他のものについては、選択の余地があるということで負担率を変えているので、これが100%になる考え方が1つ。もう1つは、例えば市営住宅を建てたとして、建設費が5億円かかったとしたらそれを何年間かの償却資産として算出し、それを原価に上程して応分の負担を求めていく、というような考

え方でよろしいでしょうか。その2点をお聞きしたい。

○総務課長 市営住宅の考え方については、中村議員のおっしゃった通りでございます。下水道も面整備し、接続の際に1㎡あたり300円いただいておりますが、現実的に下水道を使っている方だけが利益を受けておりますので、100%の考え方としては、表の全面的に受益者が負担する100%となっております。

○議長 他にございませんか。

○掛下議員 受益者負担100%の中で私が調べたところ、上水道は一般会計からの補てんは少ないが下水道は40%程度補てんされています。本来は100%で一般会計からの補てんは無いので辻褄が合いません。これをどう考えますか。

○下水道課長 一般会計からの繰り入れ分については、施設整備の際に多大な費用がかかり、起債で借り入れているため、その償還金に使われております。使用料として頂いているのは、維持管理にかかる費用でございます。

○議長 他にありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策について

○議長 順に説明を求めます。

○健康増進課長（沼野晋一） 新型コロナウイルス感染症対策について説明いたします。まず、昨日6月4日までの栃木県での新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について報告します。患者の人数については、66名であります。なお、患者66名のうち56名の方が既に退院されているとのことです。

それでは主に、5月15日の全協に報告した以降の事項についてご報告いた

します。5月15日午後に第11回市対策本部会議を開催いたしました。これは前日の5月14日に、国が緊急事態宣言について栃木県を含む39県で解除したことを受けまして、各課の対応状況についての情報共有、市有施設の利用基準等を協議いたしました。

5月22日に、第2回矢板市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策について、市の対応状況の報告、そして関係機関との情報共有及び意見交換を行いました。

5月25日には、国は全国の緊急事態宣言を解除しました。これによりまして、国は感染症予防のための「新しい生活様式」の定着等を前提として一定期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。

市施設等も「会議・イベント等開催判断基準」や「市有施設の利用基準」等を踏まえつつ、各施設の利用状況、利用形態に応じた感染対策に取り組み、利用について緩和して行っております。

資料としまして、片面に「特別定額給付金のお知らせ」と片面に「みなさんのおかげで、矢板市の“いま”が守られています。引き続き、ご協力をお願いします。」という資料をつけました。これは5月25日の週にポスティングにて各家庭に配布したチラシです。この「みなさんのおかげで・・・」、という面、これは、「新しい生活様式」の実践例を記載しまして、感染予防の啓発を図っているところであります。

次に「特別定額給付金」の状況につきましては、5月15日から約1万3千世帯に郵送したところです。昨日までで、約1万2,000通を超える申請書が到着しておりまして、順次申請書の確認作業、振り込み用データ作成等を行っているところであります。

支払いにつきましては、5月28日から振り込みを始めまして、昨日6月4日までで、約3,600世帯分が振り込みとなりました。来週の9日及び12日、そしてその次の週の16日に約7,100世帯分を振り込む予定となっており、そこまでに合計約1万700世帯分を振り込みます。

健康増進課からの説明は、以上です。

○教育総務課長（小瀧新平） 市立小中学校の再開についてご報告いたします。

学校の再開については5月14日及び25日の栃木県、全国の緊急事態宣言解除を受けまして市対策本部会議において決定し、6月1日から市内全小中学校の活動を再開しております。

なお、再開にあたりましては、文部科学省及び栃木県教育委員会が定められた学校における各種対策マニュアル等に基づき、児童生徒・教職員の健康観察の徹底、日常の感染症対策の徹底等を実施しております。

また、臨時休校に伴う補習授業としまして、授業日数不足を補うため、夏休み冬休み期間を利用し実施します。夏休みの実施期間は7月21日から7月31日まで、8月17日から8月27日までの16日間です。実質的な夏休み期間は8月1日から16日までとなります。冬休みに授業を実施する期間は12月28日、1月5日から7日の4日間です。

次に「GIGAスクール構想の加速による学びの保証事業」による学校教育ICT環境の整備についてですが、このたびの学校の長期臨時休校を教訓として、家庭学習の一層の強化を図るとともに、学習の遅れを取り戻し、学校における学習活動の一層の充実、さらには今後感染症第2派に伴う臨時休校が発生する場合に備えるため、国庫補助を利用し、児童生徒1人に1台タブレット端末の配布や、全校の学校ネットワーク環境の整備、要保護・準要保護世帯を対象とした通信機器の整備など、学校教育ICT環境の整備を進めます。なお本事業を進

めるため、関連補正予算案を議案として本定例会に上程しております。

最後になりますが、感染症、熱中症対策に配慮した、プラスチック素材等の透明マスクの、全児童生徒及び全教職員への配布ですが、現在マスク着用をお願いしているところですが、今後本格的な夏の暑さ迎えることから熱中症対策も必要となりますので、鼻・口元のフェイスガード的なマスクの配布となります。また、マスクやアルコール消毒液についても、随時各学校に配布し不足分を補っているところです。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○神谷議員 定額給付金について、1万3,000世帯が対象で現在1万2,000世帯の申請が済んでいるということですが、未申請者に対し何かフォローはありますか。

○健康増進課長 先程の資料にもありますが、定額給付金の案内ということでお知らせしていますが、それでも現在約1,000件が届いていませんので、今後その世帯に周知をするにあたり、申請しようとしてまだできていないのかどうかということがありますので、もう少々検討させていただいて、例えば個別に通知したほうが良いか検討し、対応を考えていきたいと思っております。

○議長 他にありませんか。

○伊藤議員 特別定額給付金について2点質問します。先日報道で、振込口座がない場合どうするのかという記事があり、私が見た自治体はその場合対象外とすると書いてありました。現在受け付けた申請の中で、矢板市では、口座がないというケースはありましたか、またその場合矢板市はどのように対応するのでしょうか。

○健康増進課長 口座がない場合は現金でお渡しという対応をしております。

○伊藤議員 ではもう1点、国の第一次補正予算で10万円の給付金が決まり、

それと同時に子育て世帯への臨時給付金の1万円を振り込むことになっています。多くの自治体では6月から振り込みの作業に入るとのことですが、矢板市の予定はどうなっているのでしょうか。

○総務課長 その1万円の臨時交付ですが、今回の補正予算に盛り込んでございます。実際の給付の時期は10月を予定しております。

○伊藤議員 この給付金についてはWeb上に載っており誰でも閲覧できますが、給付開始日は市区町村において決定するとありますが、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものともあります。何故10月なのでしょうか。

○議長 暫時休憩します。 (10:57)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10:57)

○市長 伊藤議員のご指摘の通りでございます。国からは、緊急経済対策の趣旨を踏まえできるだけ速やかにと、各自治体に言われております。

その中で矢板市におきましては、それに代わるものとして、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、15歳以下中学3年生までがいるご家庭に対し、金額1万円相当の「子育て応援商品券」を発行することとしております。これについては、7月初旬から具体的に発送を行いたいと思っております。

国からの指示、依頼は承知しておりますが、子育て家庭の支援につきましては、矢板市はこちらを優先させていただいて、子育て支援と合わせまして、市内経済の復興にも、子育て世帯の皆様にご協力いただきたいと思いますと考えております。

10月というのは、児童手当の支給は年3回で、6月の次が10月の為、事務手続きを勘案した中で10月という判断をさせていただいたところです。

○伊藤議員 趣旨は分かりました。国の方針では、新高校1年生で3月31日ま

でに誕生された方までとなっていますが、枠組みは同じと考えてよろしいでしょうか。

○総務課長 対象年齢は国と同じと考えております。

○議長 他にありませんか。

○石塚議員 GIGA スクール構想についてお聞きします。タブレットを1人1台ということですが、大体でいいですが、いつ頃児童等に渡せて、通信環境もいつ頃から整うのでしょうか。

○教育総務課長 タブレットについては業者に確認中で、300台程度は近々に確保できると聞いております。なるべく早く揃えて導入したいと思いますが、その後については随時速やかに対応していきたいと考えております。

全体がいつになるかは、申し訳ありませんが今現在、お答えできない状況です。

○石塚議員 第2波が来てからでは遅いので、なるべく早く対応するようお願いいたします。

○議長 他にありますか。

○佐貫議員 GIGA スクール関連で質問します。休校中にオンラインを使った授業等が各学校で展開されたかと思えます。実際に運用するにあたって、テストから見えた課題と、良かったこと。課題についてはどう潰していくのかをお聞きかせいただきたい。

○教育長（村上雅之） 県内では各学校単独で行った事例もありますが、市内全体で学校ごとに行われた例はあまりなく、その点は進んでいると思えます。これは試行という形で行い、実参加率は学校によって差はありますが、実際にかかなりの率で参加いただけました。

参加できない子に対しては、保護者のスマホを借りるようお願いしたり、

DVD で対応したりしましたが、任意での参加となり調査はまだできておりません。参加できない子がいるということが 1 つの大きな問題点です。これについては補正予算でお願いするところです。

もう 1 つは、インターネットを介する為、外部に情報が洩れるという心配がありますが、セキュリティ強化を今後考えていかなければならないと考えております。

実際に子どもたちが参加して、先生と双方向で話げできたので非常に良かったという感想をいただいておりますので、非常に効果的だと思っております。

○議長 他にありますか。

○神谷議員 いきなりネットを使うことになりましたが、ネットを使うにあたって色々問題点があると思います。使い方、注意点等の指導は行っているのでしょうか。

○教育長 先程申し上げました通り、ネットを介するという事でセキュリティの問題等ございますので、その点については各学校に指示し、注意点を伝えていますが、それを全て子供ができていないわけではないと思っておりますので、インターネットを利用したタブレットの調査会議を先生方を中心に組織しているので、今後は課題を確認しながらやっていきたいと思っております。

ただ、危惧し始めると運用ができなくなってしまうので、実際には課題は 1 つひとつ解決しながらやっていきます。

○議長 他にありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑦ 矢板市文化会館の整備について

○議長 説明を求めます。

○生涯学習課長 ご報告させていただきます。お手元の資料「矢板市文化会館の整備方針調査概要」をご覧いただきながら、お聴き取り願います。

矢板市の文化会館は昨年10月12日、台風19号により被災し、地下室が浸水することにより電気系統及び空調系統が故障し、使用不能となっております。

このことから、復旧費約5億2,000万円及び今後必要となる改修費約11億円や、毎年度かかる費用として維持管理費約3,000万円の試算と、施設の老朽化及び使用状況等を総合的に判断し、今年1月17日の全員協議会において、屋内体育施設などとの複合新設を表明したところでございます。

今回の調査は、財政的な課題解決と、公共施設再配置計画の推進を図るため、複合化する施設とその規模、機能、建設費用などをどの程度に設定するかの方針を決定するために実施したものです。調査は株式会社足銀総合研究所に依頼し、その報告をもとに検討を行い、市としての整備方針を決定しました。

まずは整備する施設の規模をどのように設定するかが課題です。財政ベースで適正な規模を算出することは困難であることから、この調査では現状の文化会館を利用可能とする財政負担内において、新たな文化会館を整備することが望ましいという考え方を取っております。

これをまとめたものが、調査概要右側資料1となります。現在の文化会館を復旧した場合と、建替えた場合を比較検討したものでございます。ご案内の通り、災害復旧させるのに2年を要することから、この間に耐震化、音響照明、舞台装置などの大規模改修を図り、10年ないし20年の長寿命化を図らなければならない。この場合のトータルコストは表の中段に記載の通り、10

年間で20億3,756万7,000円、20年間で24億9,575万7,000円となります。

これに対し建替えの場合、前提条件として公共施設再配置計画の目標値床面積40%削減により、床面積2,791㎡としまして、近年建設された文化会館の建設費1㎡あたりの平均単価55万円でトータルコストを計算しております。10年間で21億5,817万円、20年間で24億7,891万円となります。

このことから、文化会館の整備の方針としては建替えとし、床面積2,791㎡、新築工事費15億3,000万円を、適正規模かつ限度額であると設定しました。

次に複合化対象施設の検討については、とちぎフットボールセンターを候補地としていることから体育施設との複合化が前提となりますので、公共施設で最も老朽化が進んでいる矢板市体育館を第一候補とし、現文化会館の管理運営において関連性の高い矢板公民館においても検討対象としました。

複合化施設の機能としては、まず文化会館の収容人数ですが、今までの利用人数や使用料収入から、500席プラスマイナス100席程度とし、体育館は市立体育館としての機能からバスケットボールコート2面を確保することとし、文化会館ホールと体育館アリーナを共用することとします。

これに公民館機能として会議室、研修室、調理室など約400㎡を導入した場合と、導入しない場合とを想定したものが、調査概要2枚目の右側、資料2になります。まず公民館を導入したパターン①は床面積2,900㎡、建設費12億8,000万円、トータルコストは10年間で15億5,992万円、20年間で18億3,984万円となり、前ページ資料1の建て替えと比べると面積は大きくなりますが、建設費で2億5,000万円、トータルコストでは10年間で5億9,800万円、20年間でも6億3,900万円安くなることとなります。

公民館を導入しないパターン②においては、床面積、建設費共に適正規模内

に収まっておりますが、現在の矢板公民館が残ることから表の右下段に記載のある通り、デメリットがございます。現在の矢板公民館が残ることから、その維持管理運営費年間 2,233 万 4,000 円が継続して発生するため、ここに数値の記載はありませんが、公民館を含めたトータルコストは 10 年間で 15 億 4,357 万円、20 年間で 19 億 8,714 万円と、20 年間においてはパターン①よりも高くなります。

このことから、市の文化会館の整備方針としては、矢板市体育館及び矢板公民館を複合化し、延べ床面積約 2,900 m²、建設費約 13 億円とします。整備方法につきましては、事業規模から PFI 並びに DBO 方式の活用は難しいと考え、リース方式による民間活力の導入と、補助金及び起債の活用による従来方式より、有利な方法を採用したいと考えております。

今後のスケジュールについては、今年度、基本計画を策定し、令和 3 年度に実施設計、令和 4 年度から建設に着手し、令和 5 年度中旬の完成を目指して行くと考えております。今定例会において基本計画策定の補正を提出しておりますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。以上となります。

- 議長 説明は終わりました。ご質疑等ありませんか。
- 中村議員 1 点確認したいと思います。以前に城の湯温泉センターに健康増進施設、トレーニングルーム、トレーニングマシン等を設置するという構想がありましたが、新たにフットボールセンターを作るにあたって、そちらに作るということになりました。しかし、先ほどの説明、資料を見ると、体育館は併設したとしてもそういった施設があるようには見えません。この件はどうなっているのでしょうか。
- 生涯学習課長 体育館とは言いましても、アリーナと付帯施設がございます。付帯施設にはロッカールームやシャワールームは当然ですが、併せてミーテ

ィングルームやトレーニングルームも考えられます。その規模や内容につきましては今後基本計画の中でさらに詰めて行きたいと考えております。

○中村議員 再度確認します。今の答弁だと、当初城の湯温泉センターに健康増進のため色々構想がありました。市民の健康増進と将来の医療増加にも備えるという構想で、その内容そのものが、今度新たに作る文化会館、体育館に包含されているという認識でいいのでしょうか。

○生涯学習課長 トレーニングルームに限って申しますと、当初城の湯にすべきものをフットボールセンターにという構想がございました。民間のトレーニングセンターの整備も矢板でも進んでおり、そういった状況等を見ながらどのような内容が適切か基本計画の中で検討して行きたいと考えます。

○中村議員 そういう構想がありましたではなく、補正予算が出されたときにその議論はされて、それが履行されていない状態です。私としては履行されるものと思っているので、構想がありましたで終わる話ではないと思いますので、今後の進め方の中で充分議論していただきたいと思います。

○議長 他にありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

4 その他

○議長 その他について議員各位及び市当局からなにかありませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。

5 閉会

○議長 以上を持ちまして、本日の全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(11 : 19)